

沿道駐車を考慮した街路歩行空間のバリアフリー度評価

岩手大学 学生員 ○岩永 晴佳 岩手大学 正会員 南 正昭
岩手大学 正会員 赤谷 隆一

1. はじめに

今後さらに高齢化社会を迎える我が国にとって、増加する高齢者が円滑に移動できるように歩行空間の整備を行うことが重要である。そのため、関連法令の整備など、バリアフリー化整備を制度的に支援する動きが見られるようになった。平成 18 年 12 月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」と表記）」により、これまで別個にバリアフリー化が図られた街路と建築物が一体的に扱われ、都市空間内における連続的なバリアフリー歩行空間の整備の進展が期待されている。しかしながら、現実にはバリアフリー化が十分に行われているとは言えない。円滑な移動を考慮すると、出発地から目的地まで一体的に扱われ、都市空間内における連続的なバリアフリー歩行空間の整備が望ましい。

本研究では、盛岡市中心部における駐車場と街路と建築物の連続的なバリアフリー化の促進の支援を目的に、現地計測調査に基づく駐車場のバリアフリー度について明らかにするとともに、街路内のある経路を例に行った歩行空間のバリアフリー度評価の結果を提示する。

2. 研究方法

(1) バリアフリー新法における評価基準

バリアフリー新法は、建築物を対象としたハートビル法と、旅客施設や街路空間を対象とした交通バリアフリー法が統合されたものである。

バリアフリー新法では、建築物に対し「利用円滑化基準」と「利用円滑化誘導基準」の 2 つの基準が設けられ、前者ではバリアフリー化に当たり最低限求められる基準(適合義務、努力義務あり)、後者ではバリアフリー化の望ましい基準(適合義務なし)が示されている。駐車場は利用円滑化誘導基準に分類されている。

表-1 駐車場バリアフリー評価項目

評価項目	評価基準
台数	身体障害者用駐車場が 1 つ以上設置
マスの大きさ	幅が 350cm 以上
マークの表示	駐車施設又はその付近に、車椅子使用車用駐車施設の表示
位置	経路の長さが出来るだけ短くなる位置に設置
出入り口	幅が 80cm 以上
敷地内経路	・段を設けないこと(傾斜路併設の場合は除く) ・敷地内経路の幅が 120cm 以上 ・50m 以内ごとに車椅子の回転に支障がないスペースを設ける
傾斜路	・幅が 120cm 以上(段に併設するものは 90cm 以上) ・勾配は 12 分の 1 を超えないこと ・急勾配にいたっては踊り場を設ける ・手すりが設けてあるか

(2) 調査概要

本研究では、図-1 に示される盛岡市中心部の街路沿道の駐車場 56 箇所を対象に、バリアフリー新法に規定されている評価基準に則り、現地計測調査を行った。評価項目は、駐車してから街路又は建物までの移動を念頭に、表-1 に示す評価項目で調査を行った。

(3) 分析方法

駐車場の現地計測調査より得られた結果を集計して、駐車場のバリアフリー度を整理する。次に、これらの結果と、当研究室にて過去に実施された街路と建築物のバリアフリー度の調査結果より、図-1 中の経路 A (盛岡駅～市役所)における歩道の幅員ならびに沿道建築物の位置、車椅子用駐車スペースのある駐車場の位置をグラフに示し、駐車場と街路と建築物のバリアフリー度の把握および評価を試みた。

3. 調査・分析結果

(1) 駐車場のバリアフリー度

表-2 は調査対象の駐車場 56 箇所について行ったバリアフリー度調査の結果を示したものである。この表から、対象駐車場の 3 分の 1 が車椅子用駐車スペースを設けてあることが読み取れる。しかし、その中でも駐車マスの大きさの基準を満たしてい

キーワード：バリアフリー、街路歩行空間、沿道駐車場

連絡先：盛岡市上田 4-3-5 TEL, 019-621-6454 FAX, 019-621-6460

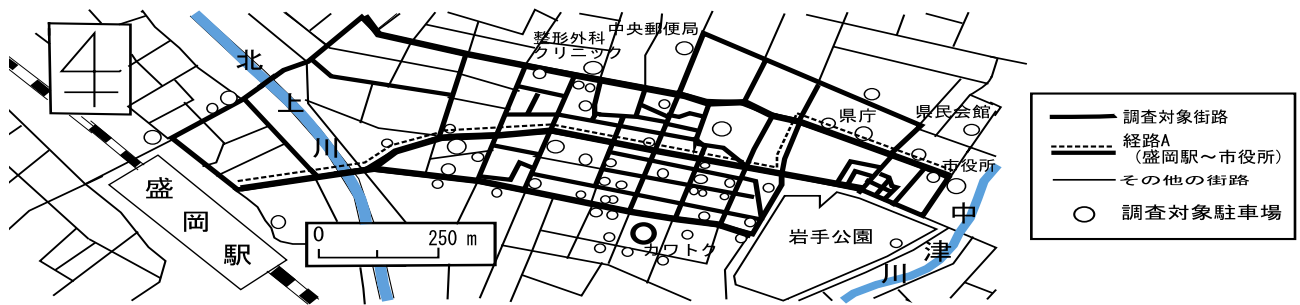


図-1 対象街路および対象駐車場

るものはわずか3箇所であった。また、駐車場から街路に出るときに段差が生じる駐車場が30箇所あり、このことから車を止められたとしても、建物又は街路まで移動するまでに、いくつかの障壁に出くわす可能性が高いことが予測され得る。一方、車椅子用駐車スペースの位置、出入り口に幅、経路の幅においては、ほとんどで基準を満たす結果が示された。

(2) 街路歩行空間のバリアフリー度評価

調査より得られた駐車場のバリアフリー度と、過去に実施された、建築物のバリアフリー度・街路網のバリアフリー度の調査結果から、街路歩行空間としてのバリアフリー度を評価する。図-1内の経路Aにおける歩道の幅員および沿道建築物・駐車場を考慮した分析例を図-2に提示する。図中の点は、計測により得られた歩道有効幅員を表しており、破線は街路バリアフリーガイドラインに示された基準値を表している。図中下の矢印は、車椅子用駐車場では位置と経路Aまでの距離を示し、対象建築物では1)トイレ・エレベーターの両方にアクセスできるとき 2)それらのいずれかにアクセスできるとき

表-2 調査結果

評価項目		適合箇所		不適合箇所	
台数		18		38	
駐車マスの大きさ		3		53	
マークの表示		6		12	
位置		17		1	
出入り口		55		1	
敷地内 経路	段の有無	無	26	有	30
	経路幅	52		4	
	回転スペース有無	該当なし		該当なし	
傾斜路	幅	2		1	
	勾配	2		1	
	踊り場の有無	該当なし		該当なし	
	手すりの有無	0		1	

3) どちらにもアクセスできないとき の各ケースに該当する位置を示している。当該街路のバリアフリー度からみたときの整備水準や歩行者にとっての利便性が図より評価できることが示される。

4. おわりに

今後、歩行者に利用しやすい情報となるように、対象建築物・街路・駐車場を増やしていきたい。また、駐車場や建築物の管理者のバリアフリーに対する意識や利用者の実際の意見を調査し、研究を進めていきたいと考える。

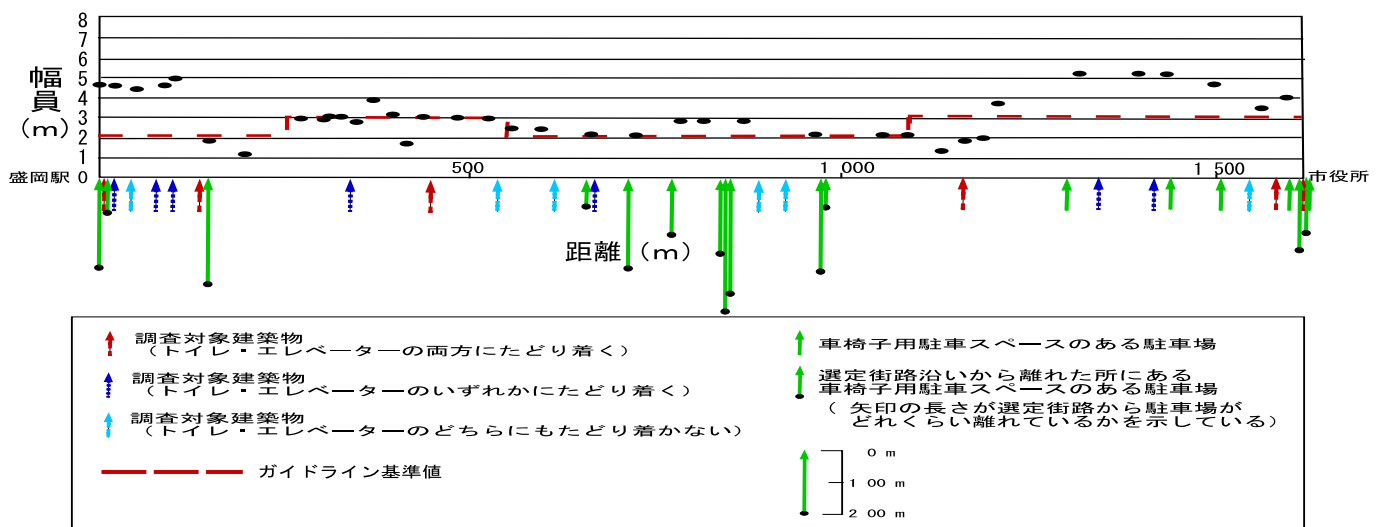


図-2 盛岡駅—市役所間の経路に関する評価結果